

令和8年度 伊予市一般廃棄物処理実施計画

1 計画期間、処理計画区域

(1) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 処理計画区域

伊予市全域

2 一般廃棄物の種類および処理量(見込み)

(1) 家庭系一般廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物)

① し尿及び浄化槽汚泥

② 犬・猫等の死体

③ ①及び②を除く家庭系一般廃棄物

(2) 事業系一般廃棄物(事業活動に伴って排出された一般廃棄物)

(3) 一般廃棄物の処理量(見込み)は、次の表のとおりとする。

○ 令和8年度一般廃棄物処理量(見込み)

一般廃棄物の種類		処理量(t)	合計(t)
燃えるごみ	家庭系	4,991	8,630
	事業系	1,825	
プラスチック製容器包装		362	
びん類		188	
布類		59	
かん類		113	
ペットボトル		117	
紙類	市収集	276	
	団体収集	151	
有害ごみ		7	
小型家電		66	
燃えないその他ごみ		321	
粗大ごみ		153	
廃食用油		1	

一般廃棄物の種類		処理量(kℓ)	合計(kℓ)
し尿		1,800	11,200
浄化槽汚泥		9,400	

3 一般廃棄物の排出抑制、資源化計画

- (1) 分別排出の徹底による資源化の促進
- (2) ごみの排出抑制、資源化に対する意識の啓発
- (3) ごみ減量化・資源化対策事業による減量化、資源化の促進
- (4) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画作成等によるごみの減量、再利用の促進

4 家庭系一般廃棄物

(1) 排出方法

① ごみ集積所

伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の2第1項に規定するごみ集積所は、伊予市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱(以下「要綱」という。)で定めるところにより、市長が家庭系一般廃棄物を収集することが可能であると確認した場所とする。

② ごみ集積所の維持管理に関すること

(ア) 市長は、ごみ集積所の位置を地図上に明示し、一般の閲覧に供するものとする。

(イ) (ア)に定めるもののほか、ごみ集積所の維持管理に関し必要な事項は伊予市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱に定める。

③ 分別の種類等

分別の種類及び排出方法は、次の表のとおりとする。

○ 種類別排出方法

分別の種類	具体例	出し方	排出場所	排出時間	収集曜日
燃えるごみ	生ごみ、木類、リサイクルできない紙等	指定有料ごみ袋に入れる 庭木の枝などは太さ10cm、長さ50cm以下に切断し、ひもで縛る	燃えるごみ集積所	収集当日の8時30分までに	別表1 地区別収集曜日一覧表
プラスチック製容器包装	ボトル類、カップ・パック類、ポリ袋類、トレイ類、ラベル・フィルム・キャップ類チューブ類等	無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下に入れる			
びん類	飲料、食用品のびん等	無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下に入れる	燃えないごみ集積所		
布類	衣服、毛布、シーツ等	無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下に入れる			
かん類	アルミ缶、スチール缶など食用品かん類	無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下に入れる			
ペットボトル	リサイクルマークのついた食品用ペットボトル	無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下に入れる			
紙類	新聞紙、雑誌、段ボール類、紙パック類	種類ごとに分けひもで十字に縛る 拠点回収:紙ングハウスに持込む			
有害ごみ	乾電池、水銀体温計等、蛍光灯・蛍光球、充電式電池	無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下に入れる	燃えない その他ごみ		
燃えない その他ごみ	陶磁器類、金属類、硬化プラスチック類、小型家電製品、ガラス類、スプレー缶等	無色透明・白色半透明袋/45ℓ以下に入れる ※小型家電製品のみ 拠点回収:小型家電回収ボックスに持込む			
粗大ごみ	電気・ガス・石油器具類、生活雑貨・家具・寝具、乗り物・遊具類、スポーツ用品類等	事前に申し込みを行い、通知はがきについている粗大ごみシールを貼り申し込んだ場所に出す1回に5個まで	戸別収集		
廃食用油	植物性の食用油で液状のもの	不純物を取り除き、ペットボトル等によく冷ましてから入れ、専用回収ボックスに持ち込む	回収場所:各地域事務所 各地区公民館 日時:平日 8:30~17:15		

④ 収集運搬について

収集運搬については次の表の業者に委託する。

○ 収集運搬委託業者

一般廃棄物の種類	委託区域	一般廃棄物収集運搬委託業者
燃えるごみ・プラスチック製容器包装・紙類・布類	伊予第1地域 〈八倉、宮下、上野、上三谷、下三谷及び上吾川の一部(白水除く)〉	伊予市宮下1200番地1 株式会社エコプロジェクト
	伊予第2地域 〈灘町、湊町、米湊の一部(仲ノ町)及び下吾川の一部(鳥ノ木、南新川及び北新川)〉	伊予市宮下1279番地1 株式会社エコカンパニー
	伊予第3地域 〈米湊の一部(仲ノ町除く)、上吾川の一部(白水)、下吾川の一部(東新川、池田及び本村)〉	伊予市森甲825番地1 有限会社伊予環境サービス
	伊予第4地域 〈上唐川、下唐川、大平上、大平下、平岡、鶺崎、三秋、中村、森、本郡、尾崎、三島町、市場、稲荷〉	伊予市宮下1279番地1 株式会社エコカンパニー
びん類・かん類・ペットボトル・有害ごみ・燃えないその他ごみ	伊予地域全域	伊予市森856番地1 有限会社伊予開発
燃えるごみ・プラスチック製容器包装・紙類・布類・びん類・かん類・ペットボトル・有害ごみ・燃えないその他ごみ	中山地域全域	伊予市森856番地1 有限会社伊予開発
	双海地域全域	伊予市双海町上灘甲5722番地4 株式会社双海
粗大ごみ	伊予地域 〔郡中地区〕	伊予市宮下1200番地1 株式会社エコプロジェクト
	伊予地域 〔南伊予・北山崎・南山崎地区〕	伊予市双海町上灘甲5722番地4 株式会社双海
	中山地域・双海地域全域	伊予市森856番地1 有限会社伊予開発

⑤ 犬、猫等の死体の処理

民間の霊園等に依頼、伊予地区清掃センターへの持ち込み、庭に埋める(衛生上支障のない範囲)などの自己処理を行う。又は、状況により市が有料にて処理する。

⑥ 一時大量ごみの処理

引越し、大掃除等で一日の排出量が20kg を超えるごみは、再利用、減量化を図るほか、排出者が自ら処理できない場合は、一般廃棄物処理業許可業者が排出者の申込みにより、その都度収集する。ただし、これに要する費用は排出者が負担する。

5 事業系一般廃棄物

分別の徹底及び減量化、資源化を図り、事業者が自ら伊予地区清掃センター等に直接搬入するほか、自ら処理できない場合には、一般廃棄物処理業許可業者が事業者の申込みにより、その都度収集する。

伊予地区清掃センターに搬入できる事業系一般廃棄物は、可燃ごみ、剪定くず等とし、可燃ごみをごみ袋で搬入する際には、無色透明又は白色半透明の袋を使用する。

ただし、これに要する費用は事業者が負担する。

6 市が収集しない一般廃棄物(排出禁止物)

(1) 建築廃材

家屋の解体・改築による木材類、かわら、レンガ、土砂、石、ブロック、断熱材等

(2) 農業用品・機械等

田植え機、耕運機などの農業用機械類、農業用ビニール等

(3) 危険性のあるもの

農薬、毒薬、劇薬などの薬品類、ガスボンベ、ガソリン、ベンジン、シンナー、廃油(機械油)、灯油、塗料、ペンキ等

(4) 容積・重量が著しく大きく大人1人で収集できないもの

ピアノ、電気温水器、大型家具、ボイラー、リヤカー、大型金属塊等

(5) 医療系廃棄物

注射器、注射針、針付きチューブ類、カテーテル等

(6) 処理困難物

タイヤ、スプリングを使用したマットレス、太陽光パネル等

(7) 他の法令等で排出処理が指定されているもの

テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、自動車(部品も含む)、バイク(部品も含む)、廃 FRP 船、消火器等

7 一般廃棄物(ごみ)の処分の方法

(1) 燃えるごみ(家庭系・事業系一般廃棄物)

① 燃えるごみ集積所へ排出されたごみは一般廃棄物収集運搬委託業者が収集し、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分する。

② 一般廃棄物処理業許可業者により収集運搬された事業系一般廃棄物のうち、市が認めたものについては伊予地区清掃センター又は松前町不燃物置場を経由し、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分する。

③ 伊予地区清掃センターへ直接搬入されたごみは積替えを行い、松山市西クリーンセンターに搬入し、焼却処分する。

(2) プラスチック製容器包装、缶類、びん類、ペットボトル、燃えないその他ごみ、布類、紙類、粗大ごみ等は、有限会社伊予開発が選別、整理し資源化を図る。

(3) 有害ごみ

① 乾電池・蛍光灯は、株式会社ジェイ・リライツにおいて選別、整理し資源化を図る。

- ② その他の有害ごみは、オオノ開発株式会社において最終処分する。
- (4) 埋立ごみ
オオノ開発株式会社において最終処分する。
- (5) 廃食用油
株式会社ダイキアクシス・サステイナブル・パワーにおいてバイオディーゼル燃料化を図る。
- (6) 剪定くず等
公共施設等の維持管理に伴う大量の剪定くず等については、農業生産法人あぐりに
おいて資源化を図る。ただし、これに要する費用は事業者の負担とする。

8 一般廃棄物処理業許可業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者について次のとおり定め、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保する。

- (1) 一般廃棄物を市の指示する種類ごとに分別して収集運搬を行わなければならない。
- (2) 伊予市以外で発生した一般廃棄物を伊予市内に運搬してはならない。ただし、事前協議による確認があるものは除く。
- (3) 一般廃棄物の保管及び積み替えを行ってはならない。
- (4) 事業の全部若しくは一部を廃止する場合は、市長に報告しなければならない。
- (5) 一般廃棄物処理業許可業者一覧表(別表2)

9 一般廃棄物処分業者

法第7条第6項に規定する一般廃棄物の処分を業として行う者については、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保する。

10 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)の収集及び処分

(1) 収集

① し尿

一般廃棄物処理業(し尿・浄化槽汚泥)許可業者が定期的あるいは使用者の申し込みにより戸別収集し、運搬する。

② 浄化槽汚泥

浄化槽清掃許可業者が、浄化槽清掃時に収集運搬する。

(2) 許可業者

① 一般廃棄物処理業(し尿・浄化槽汚泥)許可業者

一般廃棄物処理業(し尿・浄化槽汚泥)許可業者		許可区域
有限会社伊予環境保全	伊予市稲荷731番地1	伊予地域全域
大山衛生社	伊予市中山町佐礼谷第2号 201番地2	中山地域全域
有限会社松下衛生社	伊予市双海町串甲2876番地1	双海地域全域

② 浄化槽清掃許可業者

し尿・浄化槽汚泥許可業者に同じ。

(3) 処分

伊予地域収集分は、伊予市松前町共立衛生組合塩美園において、中山地域・双海地域収集分は、大洲・喜多衛生事務組合清流園において処分する。

処分先及び処理能力

施設名称	塩美園	清流園
施設所管	伊予市松前町共立衛生組合	大洲・喜多衛生事務組合
所在地	伊予郡松前町大字筒井 1795 番地 10	大洲市米津乙 1 番地の 2
処理方式	膜分離型高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理	標準脱窒素処理方式 + 高度処理
処理能力	68kL/日 (し尿 50kL/日、浄化槽汚泥 18kL/日)	100kL/日 (し尿 60.4kL/日、浄化槽汚泥 39.6kL/日)
汚泥処理	脱水→乾燥→焼却	脱水→乾燥→焼却

焼却灰については、民間業者に委託し処分する。

(別表1) 地区別収集曜日一覧表

伊予地域

番号	地区	燃えるごみ	びん類	布類	かん類	紙類	ペットボトル・有害ごみ・燃えないその他ごみ	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
1	灘町	月・金	第1水	第2水	第2・4水	第4水	第3・5水	水	年6回戸別収集 (申込は専用ハガキ又はインターネット)
2	米湊	月・金	第1水	第2水	第2・4水	第4水	第3・5水	水	
3	鳥ノ木	月・金	第1火	第2火	第2・4火	第4火	第3・5火	水	
4	上吾川(白旗)	月・金	第1水	第2水	第2・4水	第4水	第3・5水	水	
5	南山崎地区	月・金	第1火	第2火	第2・4火	第4火	第3・5火	水	
6	北山崎地区	月・金	第1土	第2土	第2・4土	第4土	第3・5土	水	
7	湊町	火・土	第1木	第2木	第2・4木	第4木	第3・5木	木	
8	白水	火・土	第1木	第2木	第2・4木	第4木	第3・5木	木	
9	下吾川(白旗)	火・土	第1木	第2木	第2・4木	第4木	第3・5木	木	
10	南伊予地区	火・土	第1金	第2金	第2・4金	第4金	第3・5金	木	

※令和8年12月30日:番号7~10のプラスチック製容器包装を収集

※令和9年1月8日:番号10のびん類を収集

※令和9年1月9日:番号6のびん類を収集

中山地域

番号	地区	燃えるごみ	びん類・かん類・有害ごみ・燃えないその他ごみ	布類	紙類	ペットボトル	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
1	上長沢	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	年6回戸別収集(申込は専用ハガキ又はインターネット)
2	下長沢	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
3	長沢団地	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
4	榎峠	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
5	竹之内	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
6	日浦	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
7	影浦	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
8	障子ヶ谷	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
9	坪之内	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
10	村中	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
11	山口	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
12	中替地	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
13	柿谷	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
14	安別当	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
15	梅之木	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
16	源氏	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
17	赤海	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
18	犬寄	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
19	泉町一	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
20	泉町二	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
21	泉町三	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
22	泉町四	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
23	福元	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
24	高岡	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
25	柚之木	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
26	重藤	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
27	永木	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
28	福住	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
29	梅原	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
30	平村	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
31	添賀	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	

32	豊岡一	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
33	豊岡二	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
34	東町	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
35	門前	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
36	坪井	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
37	小池	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
38	大矢	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
39	野中	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
40	影之浦	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
41	栃谷	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
42	日南登	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
43	漆	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
44	福岡	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
45	平沢	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
46	栗田二	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
47	栗田三	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金

※令和8年12月29日：番号19～47のプラスチック製容器包装を収集

双海地域

番号	地区	燃えるごみ	びん類・かん類・有害ごみ・燃えないその他ごみ	布類	紙類	ペットボトル	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
1	粒野	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	年6回戸別収集(申込は専用ハガキ又はインターネット)
2	犬寄	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	
3	高見	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	
4	東峰	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	
5	両谷	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
6	久保	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
7	三島	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
8	岡	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
9	日尾野	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
10	大栄	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
11	奥大栄	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
12	灘町	月・金	第3水	第2土	第2土	第4金	水	
13	小網	月・金	第3木	第2土	第2土	第4金	水	
14	城ノ下	月・金	第3木	第2土	第2土	第4金	水	
15	高野川	月・金	第3木	第2土	第2土	第4金	水	
16	本郷	火・土	第4木	第1土	第1土	第3金	木	
17	塩屋	火・土	第4木	第1土	第1土	第3金	木	
18	唐崎	火・土	第4木	第1土	第1土	第3金	木	
19	下灘地区 (上浜・下浜を除く)	火・土	第2水	第1土	第1土	第3金	木	
20	上浜・下浜	火・土	第2木	第1土	第1土	第3金	木	

※令和7年12月29日：番号16～20のプラスチック製容器包装を収集

※令和7年12月30日：番号1～15のプラスチック製容器包装を収集

※令和8年1月10日：番号19・20の布類・紙類を収集

(別表2) 一般廃棄物処理業許可業者一覧表(収集運搬)

令和8年4月1日現在

名 称	住 所	電話番号
岡井産業	伊予市大平乙215番地11	089-983-0250
有限会社伊予環境サービス	伊予市森甲825番地1	089-983-0358
有限会社伊予開発	伊予市森856番地1	089-983-3325
有限会社松下造園	伊予市森甲1102番地	089-983-1895
有限会社伊予環境保全	伊予市稲荷731番地1	089-982-2587
公益社団法人伊予市シルバー人材センター	伊予市灘町363番地	089-946-7377
株式会社伊予ブルドーザー建設	伊予市下吾川947番地の1	089-982-0111
有限会社横山商店	伊予市下吾川1395番地1	089-982-0668
平岡商店	伊予市下吾川1568番地1の2	089-982-1582
渡邊建設株式会社	伊予市上野1445番地	089-982-1373
株式会社エコプロジェクト	伊予市宮下1305番地	089-946-7077
株式会社エコカンパニー	伊予市宮下1279番地	089-989-7771
株式会社双海	伊予市双海町上灘甲5722番地4	089-986-0045
愛媛リサイクル産業	伊予市双海町高岸甲959番地6	089-986-0802
松前公益商會有限会社	伊予郡松前町大字北川原1083番地	089-984-9845
岸化学油脂株式会社	東温市西岡甲32番地2	089-968-6410
株式会社西村商事	松山市三番町一丁目11番地3	089-946-4222
株式会社游亀	松山市南江戸二丁目660番地1	089-946-3040
株式会社みずほ工業	松山市平和通六丁目3番地4	089-984-9125
資源リサイクル工業株式会社	松山市東野一丁目10番7号	089-977-6883
西原資源株式会社	松山市市坪北一丁目16番13号	089-905-7810
愛媛故繊維再生株式会社	松山市日の出町10番55号	089-943-0443
エコフィスジャパン株式会社	松山市太山寺町1086番地2	089-908-5383
株式会社たかだ引越センター	松山市水尾町1238番地1	089-975-3333
株式会社カネシロ	松山市空港通五丁目7番2号	089-973-2480
四建環境株式会社	松山市来住町1309番地2	089-958-4501
株式会社長崎商事	松山市来住町1482番地1	089-956-1711
有限会社アーク開発	松山市南高井町876番地	089-976-6363
有限会社ワタナベクリーン	松山市森松町820番地	089-907-6699
株式会社松山環境サービス	松山市東方町甲2145番地2	089-963-4138
有限会社エコハイランド	松山市平田町10番地	089-978-2580
旭東商事株式会社	松山市平田町11番地1	089-989-3750
株式会社ロイヤルアイゼン	松山市東長戸一丁目3番22号	089-924-8583
有限会社イー・エー・エス・イー	松山市久万ノ台948番地1	089-927-7283
古川資源リサイクル株式会社	松山市北吉田町1028番地4	089-965-1160
株式会社トラッシュソリューションズ	松山市南吉田町2510番地1	089-971-1936
有限会社遠藤商事	松山市南吉田町2570番地1	089-972-5566
有限会社モリ産	松山市福角町甲628番地1	089-979-5225
東洋容器有限会社	松山市福角町甲1078番地1	089-989-8775
株式会社パブリック(松山支店)	松山市南吉田町2369番地1	089-974-9450

一般廃棄物処理業許可業者一覧表(処分)

名 称	住 所	電話番号
有限会社伊予開発	伊予市森856番地1	089-983-3325